

平成二十一年十一月三十日提出
質問第一二二四号

サハリン州政府によるビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

サハリン州政府によるビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問主意書

十一月二十八日の新聞報道によると、毎年行われているビザなし交流に関し、ロシア国内において北方領土を管轄しているサハリン州政府が、来年から北方領土を訪問する日本船に対して入港税を要求する方針を同月二十七日に固めたとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 前文で触れた新聞報道の内容は事実か。

二 一が事実ならば、外務省として、その詳細な事実関係を把握しているか。

三 北方領土に居住するロシア系住民へ支援物資を届けるべく、本年一月二十七日に根室港を出港した支援物資船（以下、「支援物資船」という。）が、国後島到着後、ロシア側から出入国カードの提出を求められ、同月二十八日、「支援物資船」は国後島への上陸を断念し、根室港に引き返すという事態が発生した。右の事態が発生する以前の昨年十月二十日、ビザなし交流で日本を訪問していたロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表のウラジーミル・ノソフ氏が根室市で記者会見（以下、「記者会見」という。）した際に、我が国国民がビザなし交流で北方四島を訪問する際、来年度からロシアの出入国カードへの記入が必要になる旨述べている。このことに関し、これまで累次に渡り質問主意書を提出し、一月二十七日

の事態が発生する以前の、「記者会見」が行われた時点から、同省としてどのような対応を取ってきたのかを問うてきたが、前政権における答弁は「御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、本年一月二十三日に至るまでロシア連邦政府から求められていなかったところであり、かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい。いずれにせよ、我が国からロシア側に対し、従来どおり、双方の法的立場を害さない形で今次人道支援物資供与事業を実施できるよう申し入れていた。」というもので、具体的に何の対応も取ってこなかったことは明らかである。新聞報道によると、前文で触れた入港税の問題について、今後サハリン州政府はロシア外務省と協議をし、来年以降のビザなし交流において実際に課税を実施するか否かを決めるとのことである。右が事実ならば、現鳩山由紀夫内閣においては、前政権の様に対応が後手に回るのではなく、ロシア側が正式に課税を決定する以前にロシア側に働きかけをし、問題発生の際を事前に摘んでおくべきであると考えるが、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田克也外務大臣の見解を示された。

右質問する。